

# 戸田市災害廃棄物処理計画 概要版

## 1 編 総 則

### 1 章 背景・目的

近年、東日本大震災をはじめとして、平成 28 年熊本地震や集中豪雨・台風による風水害などが頻発しており、戸田市においても令和元年台風 19 号により浸水被害等が発生しました。

本計画は、災害発生を想定した平時の予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

### 2 章 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成 30 年改定)に基づき作成するものです。戸田市地域防災計画と整合をとり、適切かつ円滑に災害廃棄物を処理するために担当部署等の具体的な業務内容を示しています。

本市で災害が発生した際の災害廃棄物等の処理は、本計画を踏まえ、実際の被害状況等を勘案の上、柔軟に運用いたします。

### 3 章 基本的事項

#### (1) 対象とする災害

対象災害		規模
地震	東京湾北部地震	M7.3
	関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点:南)	M8.1
風水害	荒川氾濫による外水氾濫	荒川流域 3 日間総雨量:632mm
	内水氾濫	平成 17 年 9 月 4 日降雨相当 (時間最大降雨強度:108mm) (総雨量:183.5mm)

#### (2) 対象とする廃棄物

区分	種類	内容
災害廃棄物	可燃系混合物	衣類、紙類、木製家具類、襖、障子
	不燃系混合物	ガラス・ビン、陶器、プラスチック類、屋根瓦、タイル類
	コンクリート系混合物	コンクリートブロック・塀、家屋の基礎
	木くず(植木・草木)	家屋解体で発生する柱・梁・壁材、家庭内草木類、倒木
	土砂	流入した土砂、壁土
	金属系混合物	自転車、小型家電品、鍋、釜
	家電 4 品目	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン
	廃自動車	自動車、タイヤ
	布団、畳、カーペット	布団、畳、カーペット、スプリングベッド
	有害廃棄物等 危険物	石綿含有廃棄物、PCB 含有廃棄物、感染性廃棄物 等 消火器、スプレー缶、灯油タンク 等
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ 等	
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿	

### (3) 行政・事業者・市民等の役割

各主体	役割
戸田市	災害廃棄物処理の第一義的な責任を負う。 本市が甚大な被害を受け、自ら処理ができない場合は、県に委託等することができる。
蕨戸田衛生センター組合	本市と連携して災害廃棄物の処理を実施する。
埼玉県	災害時には、国への報告や他自治体との連絡調整など、必要に応じた協力・支援を行う。
事業者等	事業系廃棄物は原則、事業者が処理する。本市と協定を締結している関係機関や関係団体は、要請に応じて速やかに支援等に協力する。
市民	災害廃棄物の排出時における分別を徹底し、適正・円滑な処理に積極的に協力する。

### (4) 災害廃棄物処理の基本方針

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量発生する廃棄物について、生活環境の保全や公衆衛生上の支障がないよう、適正に処理する。 円滑・迅速な処理に努め、可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋め立て処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用・再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本市の平時の処理体制を原則とする。それが困難である場合は、国や県、他自治体、民間事業者等の協力・支援、連携を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。
計画的な処理	災害による道路寸断、一時的に大量発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や処理先確保により効率的に処理する。
安全作業の確保	災害廃棄物は通常ごみとは組成や量が異なり、有害物・危険物が混入している。作業環境も異なることから、安全性の確保を図る。

### (5) 災害時に発生する廃棄物処理の基本的な流れ

時期区分	時期区分の特徴	災害廃棄物対策
初動対応 (発災後数日間)	人命救助が優先される時期	・被害状況の把握 ・体制整備 ・災害廃棄物発生量の推計
応急対応 (～3カ月程度)	避難所生活が本格化する時期 ～人や物の流れが回復する時期	・災害廃棄物処理の進捗管理、支援要請 ・仮置場の設置、運営管理 ・災害廃棄物処理実行計画の策定
復旧・復興対応 (～3年程度)	避難所生活が終了する時期	・災害廃棄物処理の進捗管理 ・復旧・復興計画に合わせた災害廃棄物処理

## 2編 災害廃棄物対策

### 1章 発災前(平時)の取組

#### (1) 組織体制

本市で災害が発生、または発生するおそれがある場合、戸田市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置します。

発災後は、災害廃棄物の処理だけでなく、生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理や市民からの問い合わせ対応等について、下表の体制で臨みます。

担当名	主な業務内容
総括責任者	目標・方針の設定、個別の意思決定 マスコミ、議会对応
総務担当	災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理 関係支援団体との調整 現場活動をサポートする後方支援
処理担当	対外交渉 災害廃棄物処理実行計画の作成
収集運搬班	初動に必要となる業務の調整 避難所及び家庭ごみの収集・処理
仮置場班	仮置場の設置、運営管理、撤去
環境対策班	環境対策、モニタリング、火災対策
市民窓口担当	市民からの相談・苦情への対応
経理担当	処理に係る記録(交付金事務に必須) 施設整備、資機材調達等の契約 必要な予算の確保・管理

#### (2) 災害廃棄物の発生量の推計等

東京湾北部地震と荒川氾濫による外水氾濫で発生する災害廃棄物の発生量・種類の推計や、災害廃棄物の発生量から算出した「仮置場」の必要面積は、下表のとおりです。

東京湾北部地震 (単位:t)

総量	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	仮置場 必要面積
191,150	27,966	2,269	40,395	112,516	2,627	5,377	8.88ha

積上高 5m

荒川氾濫による外水氾濫 (単位:t)

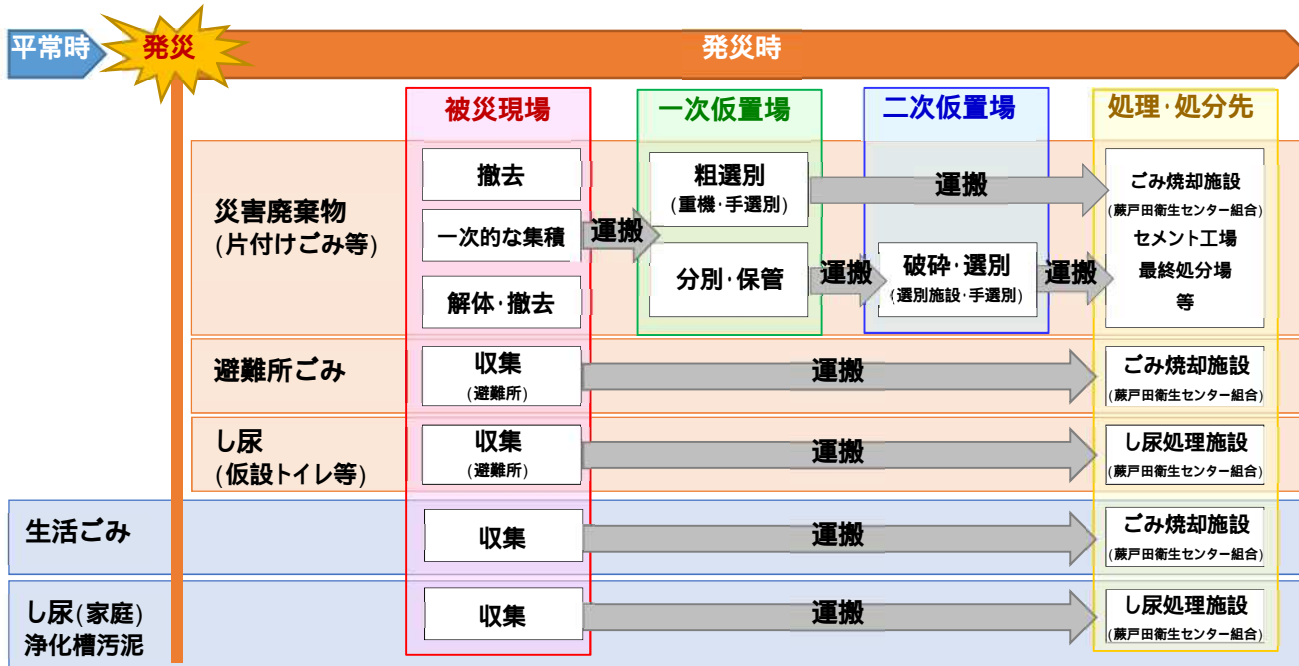
総量	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	仮置場 必要面積
345,230	7,152	15,069	243,469	34,153	2,109	43,277	13.97ha

積上高 5m

## 2章 発災後の対応

### (1) 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、風水害の場合は発災直後から排出され、地震の場合は余震が収束して市民が避難所から自宅に戻れる頃から本格的に排出されます。そのため、風水害の場合は、地震と比べて災害廃棄物が排出されるまでに時間的な猶予がないことに注意が必要です。



### (2) 仮置場の設置

災害廃棄物の大量発生が予想される場合は、災害廃棄物を集積・保管・処理するため、「仮置場」を設置します。

仮置場に十分な面積を確保できない場合は、現場から搬出する時点で分別し、仮置場ごとに廃棄物の種類を変える方法も検討します。分別するメリットとして、「円滑な搬出」、「安全衛生の確保」、「処理・処分費用の抑制と処理期間の短縮」、「委託先民間処理施設の延命化」が挙げられます。

### (3) 市民等への啓発・広報

発災後は、ホームページや SNS のほか、被害状況に応じて、報道発表、防災行政無線、広報車、町会掲示板・回覧板、広報誌、避難所等での説明会など、あらゆる手段・媒体を活用して、適切な情報を確実に発信します。

また、平時より、排出ルール(分別方法、便乗ごみの排出禁止など)や仮置場の設置・運営等の情報について、分かりやすく発信します。さらに、家具転倒防止器具など、生命を守るだけでなく、災害廃棄物の発生抑制にも資する対応について、周知啓発を図ります。

発災後の災害廃棄物に係る広報内容 (例)

項目	内容
ごみ関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の収集ごみの排出方法・収集ルート・日時の変更</li> <li>・仮置場の設置状況等</li> <li>・カセット式ガスボンベ等の排出方法</li> <li>・不法投棄や野焼きの禁止</li> <li>・がれきの処理方法</li> </ul>
し尿関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集体制の変更(し尿・浄化槽)</li> <li>・仮設トイレの使用上の注意や維持管理等</li> </ul>